

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 一

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税 務 課) 一

○宮城県県税統計調査規程の一部を改正する訓令

(同) 二

ページ

規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十八号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し、第二十三条(見出しを含む。)及び第二十五条の二の見出し中、「法人等」を「法人」に改める。

第三十二条第一項中、「第七十三条の二第七項又は第八項」を、「第七十三条の二第六項又は第七項」に改める。

第三十四条第一項中、「第二項、第四項及び第十二項」を、「第二項、第三項及び第十項」に改め、同項第十号中、「附則第十一条第三項」を、「附則第十一条第二項」に改め、同項第十号中、「附則第十一条第四項」を、「附則第十一条第三項」に改め、同項第十二号中、「附則第十一条第十二項」を、「附則第十一条第十項」に改め、同条第三項中、「第三項、第四項及び第十五項」を、「第二項、第三項及び第十三項」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 条例附則第十六条第二項に規定する添付書類は、納税者が対象鳥獣捕獲員であること又は対象鳥獣捕獲員であったことの証明書とする。

様式第五十四号(裏)中、「併^レ置」を「併^ハ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による様式第五十四号については、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定による様式第五十四号とみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十二号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条(見出しを含む。)及び第四十一条第二項中、「法人等」を「法人」に改める。
様式第八号を次のように改める。

様式第108号

年 月 日

税務課長 殿

所長

狩猟税に係る証紙貼用実績報告書

下記のとおり宮城県県税事務取扱規程第90条の規定により 年 月分を報告します。

記

登 録 区 分	件 数	金 額
第164条第1項第1号該当 (狩猟税 16,500円)		円
第164条第1項第2号該当 (狩猟税 11,000円)		円
第164条第1項第3号該当 (狩猟税 8,200円)		円
第164条第1項第4号該当 (狩猟税 5,500円)		円
第164条第1項第5号該当 (狩猟税 5,500円)		円
第164条第2項第1号該当	(狩猟税 4,100円)	円
	(狩猟税 2,700円)	円
	(狩猟税 2,000円)	円
第164条第2項第2号該当	(狩猟税 1,300円)	円
	(狩猟税 1,300円)	円
	(狩猟税 12,300円)	円
第164条第2項第2号該当	(狩猟税 8,200円)	円
	(狩猟税 6,100円)	円
	(狩猟税 4,100円)	円
合 計	(狩猟税 4,100円)	円
		円

(注) 県税条例附則第16条の適用を受けたものについては、内数で記載すること。

附 則

この訓令は、平成二十年四月三十日から施行する。

○宮城県訓令甲第二十三号

宮城県県税統計調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税統計調査規程の一部を改正する訓令

宮城県県税統計調査規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中、「欠損法人等」を「欠損法人」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月三十日から施行する。